京都府新しい商店街づくり総合支援事業

**事業概要２**

商店街にぎわい施設・設備整備事業

**１　趣　　旨**商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押し

する。

**２　事業内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事　　業 | 　　商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。【例】①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AEDなど②防犯カメラ |
| 補　　助対 象 者 | 　商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等 |
| 補 助 率 | ＜①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修＞　１／３以内（かつ市町村が補助する額の範囲内）＜②防犯カメラの新設及び改修＞　１／２以内（かつ市町村が補助する額の１.５倍以内) |
| 補助限度額 | 　２，０００千円（下限：２００千円） |
| 備　　考 | ○**本事業は、市町村からの補助が条件となります。**・京都市内に所在する団体は直接補助・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助〇**令和８年度（来年度）に実施予定がない場合でも、今後３年間のうちに実施計画がある場合は、希望調査票を御提出ください。**（今後３年間の計画をお伺いする項目があります。） |